

仕様書

1. 件名

男女平等センター等区19施設再生可能エネルギー由来電力供給

2. 需要場所

別紙に掲げる需要場所

3. 仕様

- (1) 需要場所ごとの予定契約電力、予定使用電力量、再生可能エネルギー供給比率等
別紙のとおり
- (2) 供給期間
令和7年4月1日以後の最初の検針日から令和8年3月31日以後の最初の検針日の前日の24時まで
- (3) 需給地点
需要場所を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点
- (4) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (5) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (6) 供給条件
次のア及びイの条件を満たすこと。
ア 供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書（※）を付与した電力とする。
※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、J-クレジット、グリーン電力証書等
イ アの環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

4. 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 単価固定契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

基本料金＝基本料金単価×契約容量±力率割引・割増

当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以

下「標準供給条件」という。)に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準ずる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、再エネ賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 単価変動（市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

基本料金=基本料金単価×契約容量±力率割引・割増

当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2 従量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場連動契約等を対象とした燃料費等調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

①-4 再エネ賦課金

再エネ賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するもの

とする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、再エネ賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

ウ 単価変動（一部卸調達・固定単価含む市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

基本料金＝基本料金単価×契約容量±力率割引・割増

当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2 電力量料金

電力量料金＝卸調達固定量×（卸調達電源単価＋環境価値単価）＋（受電端30分値－卸調達固定量）÷（1－損失率）×（エリアプライス＋スポット購入手数料＋環境価値）＋（受電端30分値－卸調達固定量）×（託送電力量料金＋小売手数料）

なお、30分単位の使用量が卸調達固定量を下回る場合、超過した固定量分は同時刻のエリアプライスにより売電されるものとする。

①-3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場連動契約等を対象とした燃料費等調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再エネ賦課金

再エネ賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、再エネ賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

(3) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからイまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子媒体によりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。

(4) 再生可能エネルギー電気の確認資料等

受注者は、次のア又はイに掲げる資料を、当該ア及びイに定める期限内に発注者に提出しなければならない。

ア 供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（任意様式） 発注者と受注者の協議により定めた期間内

イ 再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し 発注者と受注者の協議により定めた期間内

5. 入札金額算出方法

(1) 単価固定契約

ア 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

イ 燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。

ウ 燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお、受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して当該月の燃料費等調整費を算出し、算定諸元に記載された各数値について契約期間内は変更がないものとする。

エ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

(2) 単価変動（市場連動）契約

ア 損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

イ 託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

ウ スポット購入手数料は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

エ 小売手数料は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

オ 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

カ 燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。

キ 燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお、受

注者が独自に定める算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。なお、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。

ク 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

(3) 単価変動（一部卸調達・固定単価含む市場連動）契約

ア 卸調達電源固定はベース時間（365日、0時～24時）または、ミドル時間（平時、8時～20時）を対象とすること。

イ 損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

ウ 託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

エ スポット購入手数料は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

オ 小売手数料は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

カ 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は固定単価とする。

キ 燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は、算定諸元が供給約款に定められていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。

ク 燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお、受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。なお、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。

ケ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

6. 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項につい

て留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(5) 供給責任

電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(6) 秘密保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報は、漏洩、滅失及び毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

なお、受注者は、本業務実施に当たって「中央区情報セキュリティポリシー」の内容を遵守すること。

(7) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

イ 受注者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督すること。

ウ 受注者は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、円滑に業務の遂行を図らなければならない。

エ 本業務実施に当たっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令に基づく各種許認可等の手続は、受注者の責任において行うものとする。

オ 本業務の実施に起因する事故、トラブル等については、受注者は誠意をもって対応し、解決すること。

カ 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、本業務の履行に関して損害を被ったときは、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

キ 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出をすること。

以 上